

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第9回）

日時 令和5年8月7日（月）15：00～17：02

場所 オンライン開催

1. 開会

○事務局

定刻になりましたので、ただいまから再生可能エネルギー長期電源化地域共生ワーキンググループの第9回会合を開催いたします。

本会合ですけれども、オンラインでの開催でございます。トラブルやご不明な点がございましたら、事前に事務局よりご連絡させていただいております連絡先までご連絡ください。

それでは、山内座長に以後の議事進行をお願いいたします。

○山内座長

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、事務局からの本日の資料の確認、これをお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。

配付資料一覧にございますけれども、議事次第、委員等名簿、また資料1といたしまして、説明会等の認定要件化に関する詳細設計の考え方（案）をご用意してございます。

2. 説明・自由討議

（1）説明会等の認定要件化に関する詳細設計の考え方

○山内座長

はい、ありがとうございます。

本日ですけれども、前回の会合でヒアリングを行いました。それで、その内容、結果を踏まえて、事務局に今日用意していただいたのは、住民説明会等の詳細設計というこの案、これを準備していただきました。事務局から資料を説明していただいて、そちらについて議論を深めたいというふうに思います。それでは、よろしくをお願いいたします。

○事務局

事務局でございます。

資料の1をご覧いただければと思います。

まず、資料の1でございますけど、2ページ目をご覧いただければと思います。

本日のご議論のスコープでございます。本日、ご議論でございますけれども、先ほど座長からございましたとおり、前々回の事務局からの論点ということ踏まえまして、前回ヒアリングを実施させていただきました。そうした中で、具体的な考え方というところの事務局の案、考え方のご議論というふうにご考えてございます。

本日は、左側、説明会等の認定要件化というものにつきまして、特にご議論を考慮してございます。具体的には、①～⑥に関する論点についてご議論を考慮してございます。

資料の3ページ目、ご覧いただきますと、前回、第8回会合に先立ちまして開催いたしました勉強会につきましてのご報告でございます。特に事前の勉強会という形で、地域の方々へのヒアリングも実施してございます。

地域の方々のお声といたしましては、条例などによりまして、一定距離以内の住民に対する説明会の開催を求めているけれども、その範囲外の住民への説明を妨げないような柔軟な対応も必要といったご指摘、また、説明会においては、事業者が一方的に説明を打ち切るものや、説明の論拠不十分であるもの、形骸化しているもの、事業者が粗暴な態度を取るものなど、不適切なものがあるといったご指摘もいただいております。

三つ目の矢羽根に書いてございますが、コミュニケーション促進という観点からは、事業の初期段階から説明会の開催が重要といったご指摘。

また、四つ目の矢羽根ですけれども、自治体は説明会には参加していないものの、説明会の実施報告書などの関係書類の提出を求めているといったことで、説明会は適切に実施されることを確認しているといったご指摘もございまして。

次の矢羽根ですけれども、自治体に関与するというところで、積極的なコミュニケーションを促進ということもご指摘をいただいております。

また、委員の皆様からのご意見といたしましては、説明会につきまして形骸化していないか、しっかり確認が必要といったご指摘、また一方で、自治体の事務負担というところにも配慮が必要だろうということ、また、次の三つ目の矢羽根ですが、自治体が災害の危険性の大きいエリアというところをゾーニングする場合には、エリアの内外で求められる説明会の内容が異なるといったご指摘もいただいております。

また、条例と再エネ特措法の求める説明会の住民の範囲ですとか、説明事項が重複した場合の取扱いなどの整理が必要といったご指摘をいただいております。

また、資料の4ページ目、ご覧いただければと思います。総務省におきましても、行政評価の観点から、太陽光発電設備等の導入に関する調査というものを実施いただいております。その中で、住民説明というものに関して中間整理を通知いただいております。そういった材料も本日のご議論の際にも紹介させていただく中で、本日のご議論にも生かさせていただければと思っております。

具体的な本調査でございますが、二つ目の※で書いてございますとおり、総務省さんにおきまして実施されるものでございまして、行政評価の観点でございます。

三つ目の※で書いてございますとおり、上位24府県の、特に太陽光の設置件数が多い上

位の府県を対象にした、市町村向け、943市町村向けに基礎調査を実施し、その調査を踏まえまして、トラブルが発生した自治体等に対しまして、実地調査をされたというものでございます。

調査結果、4ページ目の下段に書いてございますけれども、説明会に関する様々な工夫ですとか、また、説明会の対象などについての様々な自治体での取組などが整理されたものでございます。また、後ほど論点に際しまして、ご紹介をさせていただければと思います。

それでは、各論点についての説明に移らせていただければと思います。

資料の6ページ目、ご覧いただければと思います。まず、一つ目が、説明会等を実施すべき再エネ発電設備の範囲というところがございます。前々回の事務局からの説明では、電源の規模などによりまして、また、一定の距離内にあるものについては、アグリゲート、全体を勘案する中で考えていく必要もあるのではないかとといった説明をさせていただいてございます。

7ページ目、同じく事務局、前々回の資料でございますけれども、エリアによっては、説明会の開催を求めるときと考えるところもあるのではないかとといったことをなどについても論点を出ささせていただきました。

これを踏まえて、ヒアリングでございます。8ページ目をご覧いただきますと、委員の皆様からは、まず、規模や区域などを客観的に明確な指標で示すということが重要じゃないかということ、一方で、再エネ設備の規模によりまして、小規模電源には一定の配慮をすべきといったご指摘もいただいております。

三つ目の矢羽根でございますけれども、再エネ特措法に基づく説明会の条例に基づく説明会の関係の整理が必要といったご指摘。

また、次の矢羽根ですけれども、複数の電源が至近距離内に集合する場合の取扱いにつきまして、市町村の範囲が広い場合もあることも踏まえまして、こうした至近距離の基準というところについては、慎重な検討をしていく必要があるのではないかとといったご指摘がございます。

また、同一の事業者につきましては、自主的な事業主体が同一であるSPCなどについても捉えるべきだといったご指摘。

また、最後の矢羽根になりますけれども、災害のリスクが大きいエリアでの事業につきましては、低圧の場合でも説明会の開催を求めるときといったご指摘をいただいております。

9ページ目は、ヒアリングさせていただきました自治体の方からのご指摘ということで、山梨県さんにおきましては、設置規制区域というところでここに三つポツで掲げてございますけれども、こうした区域におきまして、地上設置の太陽光発電を設置する場合に、説明会の開催を求めているといったご指摘でございました。

また、那須塩原市さんのほうでは、地上設置の太陽光発電を設置する場合に説明会の開催ということ、なお20kW未満の場合は、説明会に代わる手法ということも可能にしている

ということでございます。

また、那須塩原市さんのほうからは、より広範な範囲での説明会を個別に開催する可能性を排除しないようにということで、条例と再エネ特措法の説明会についての関係性についてのご指摘もいただいているところでございます。

10 ページ目、こうしたことを踏まえまして、説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲についてでございますが、一つ目の黒丸ですが、やはり事業者や住民の方々の予見性ということを確認するためには、規模・設置場所・設置形態を踏まえて、客観的かつ明確な基準を定めるということの基本としてはどうかというものでございます。

また、他法令、これはアセスですとか、温暖化対策法というところでございますけれども、こうした他法令や条例に基づく説明会などにおきまして、再エネ特措法に基づく説明会に関する要件を充足している場合には、再エネ特措法に基づく説明会の開催や、事前周知といったものについては充足しているというふうに取り扱って、手続の合理化・効率化を図るということも重要じゃないかといったことでございます。

三つ目の黒丸ですけれども、先ほどご指摘もいただいておりますけれども、地域の実情を踏まえて、地域とのコミュニケーションを一層促進するという観点からは、自治体が条例において独自に説明会の開催を求めることを当然妨げるものではないというものでございます。

続きまして、スライド 11 ページ目をご覧くださいと思います。電源の規模の関係ですが、前々回お示ししたとおり、特別高圧・高圧（50 k W以上）の電源につきましては、周辺地域や周辺環境へ及ぼす影響も大きい、可能性がより高いという観点から、説明会の開催を求めるということ。一方で、低圧 50 k W未満の電源につきましては、原則として、説明会以外の手法での事前周知を求めるということでございます。

ただ、先ほど申しました、50 k W未満の低圧でございますけれども、※でも書いてございますとおり、一定の場合には説明会の開催を求めるということで、これは後ほどご説明をさせていただきますと思います。

また、二つ目の黒丸、住宅用太陽光発電設備（10 k W未満）につきましては、事前周知要件の対象外とするとしてはどうかというものでございます。

三つ目の黒丸ですけれども、複数の電源が至近距離内にある場合の取扱いということでございますが、後ほどご説明申し上げます「周辺地域の住民」の範囲と、その中に同一の事業者が実施する再エネ発電事業がある場合には、それらの複数の電源を合計すると、アグリゲートとした出力に応じまして、説明会等の開催の要否を判断するとしてはどうかということでございます。

同一事業者という観点につきましては、矢羽根の一つ目、実質的支配者が同一である場合には、同一の事業者と判定するという。また、二つ目の矢羽根ですけれども、こうした場合には、既認定・認定申請中の全ての再エネ発電事業を含むということで、そうした中で、実質的な判断がされるようにしてはどうかというものでございます。

先に資料の 13 ページ目をご覧くださいと、電源の設置場所・設置形態というところ
でございます。先ほど申しました、低圧の 50 k W未満の電源でございますも、「災害の影
響が及ぶおそれが特に高いエリア」「住民の生活環境に近いエリア」ですとか、「条例に定め
られた自然環境・景観などを考慮した保護エリア」というところにつきましては、これまで
の委員のご指摘などを踏まえまして、説明会を求めているかどうかというものでござい
ます。

まず、一つ目の①ですけれども、これは、いわゆる災害の危険性に直接影響を及ぼし得
るような土地の開発に関わるものとしたしまして、森林法などの事前の許認可の取得を求
めることとしましたエリアでございます。

②ですけれども、災害が発生した場合に、再エネ設備によりまして災害の影響を拡大し得
るリスクの高いエリアといたしまして、土砂災害警戒区域ですとか、土砂災害危険箇所とい
ったところについての場合ということも、②として掲げてございます。

また、③ですけれども、条例におきまして、自然環境・景観の保護を目的といたしまして、
保護エリアを定めている場合にあつては、当該エリアにおける設置の場合には、説明会を求
めるということにはどうかというものでございます。

※で書いてございますが、これまでの中間整理におきます、既にご議論いただいたところ
を踏まえまして、屋根設置の太陽光におきましては、事前周知を要件化せずに努力義務とし
て求める方向性ということ、この検討会におきまして維持してはどうかというもので
ございます。

これらを一覧にしたものが、資料の 14 ページ目でございます。一番左側でございますけ
れども、周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリアと、その外と内側ということで横軸を
引いてございます

縦でございますが、まず、住宅用の太陽光につきましては、10 k W未満となりますけれど
も、事前周知を要件としないと。また、10 k W以上におきましては屋根設置の場合におき
ましては、事前周知を要件としないと。また一方で、努力義務としては求めるということ
でございます。また、50 k W未満の低圧につきましては、こうした周辺への影響を及ぼす可能性
が高いエリアの外的場合には、説明会以外の手法での事前周知を求めるということ。また、
それ以外の場合におきましては、説明会の開催を求めていくという形の表になってござい
ます。

こうした整理の数的なインパクトというところで言うと、12 ページ目にお戻りいただき
まして、ご覧いただければと思います。

まず、事前周知を要件といたしません、低圧での 50 k W未満の住宅用太陽光発電とい
うところが、約 19 万件という形になってございます。これらは事前周知を要件としないもの
でございます。

その下に、事業用太陽光発電というところで低圧になります。これが 10 k W以上、50 k
W未満という形になりますが、この 2, 539 件のうち、屋根設置であれば事前周知は要件とし
ないという形になります。

また、先ほど申し上げました、災害エリアなど、そういったエリアの中の場合には説明会を求めますけれども、それ以外の場合には、簡易な方法での事前周知ということを許容するというものでございます。

一番右側の2列でございますけれども、この薄ピンクで引っ張ったところは、説明会の開催を求めていくといったエリアになっている、数になっているというものでございます。

続きまして、二つ目の論点でございます。説明会の内容（説明事項・議事等）でございます。

まず、16 ページ目をご覧くださいますと、前々回にお示しいたしました基本的な考え方といたしまして、情報の適切性、十分性、そして、③営業秘密・個人情報・プライバシー等への配慮といったものが基本的に必要になるということでございます。

資料の17 ページ目をご覧くださいますと、これまでの議論の整理ということで、①～⑥の様々な項目が説明事項として必要じゃないかといった提示をさせていただいてございます。また、一番下にチェックがありますけれども、どのような議事、時間設定など含めたことが適切かということ、また、質疑応答などについてのルールといったことについての論点を提示させていただいてございます。

18 ページ目をご覧くださいますと、委員の皆様方からのご指摘というところでは、説明事項の範囲は、明確性・客観性の確保が必要だということ。また、説明会の際に出た改善要望や意見に対して、事業者が必要な対応を行うといったタイムライン、議事等の在り方を検討する必要があるのではないかとといったご指摘、また、説明事項については、営業秘密等の保護という観点からの検討も必要だといったご指摘もいただいております。

ヒアリングさせていただきました自治体、山梨県さんのほうでは、条例の説明会においては事業計画、そして環境・景観に及ぼす影響の調査、またその対応方法など、また維持管理計画などについてのご説明いただいているということ。那須塩原市さんのほうでは、条例において説明項目については特段規定していないものの、条例におきまして、近隣住民の方は説明会から14日以内に書面で事業計画に対する意見を申し出ることができるといったプロセスも設置しているということでございます。

また、事業者の方々から、資料の19 ページ目でございますけれども、やはり各電源の特性があるということで、太陽光であれば反射光の取扱。また、二つ目の矢羽根、風力につきましては、一般参加者からの質問に回答する十分な時間を設け、また、環境影響評価をやる場合が多いということで、環境影響評価の項目ごとの調査・予測内容や、懸念事項について説明しているということ。地熱の関係ですと、事業の進捗状況に応じまして、源泉やモニタリングの結果などをご説明されているということ。中小水力発電につきましては、水使用の許可・承諾、また水量などへの影響などについて説明しているということ。

バイオマスにつきましては、臭いですとか、排水の増加、また道路の交通量の増加などについての対策などを含めて説明されているということ。

また輸入などの少し規模の大きなバイオマス発電事業者の場合におきましても、やはり

水質、大気汚染、騒音・振動、また廃棄物対応などについての項目といったところで、予見性の確保を踏まえた取扱いの配慮などしてほしいといったご指摘もいただいております。

最後に、説明会後の住民とのコミュニケーションの例といたしまして、一定の期限を定めて、住民から事業者に対する意見や質問を意見提出フォームに提出してもらう方法もあるのではないかといたご指摘もいただいております。

これらを踏まえまして、説明会の説明事項の（案）ということで、資料 20 ページ目をご覧ください。

再エネの基本的な考え方ということで、①～⑥、事務局から提示させていただいております、まず①～⑤についての項目につきましては、電源共通での説明事項として定めてはどうかということでございます。

一方で、⑥、先ほどの事業者団体の方からのご指摘もありましたが、事業の影響や予防措置などにつきましては、電源共通の項目もございますが、やはり電源別の説明事項を定めていくことが重要かと考えてございます。

これらの上で、三つ目の黒丸に書いてございますが、事業者や住民の予見性を確保すること、また、そういったことについて議論をさらに具体化していく必要があるということでございます。

⑥に書いてございます事業の影響と予防措置につきましては、電源ごとの説明もしっかりしていく必要があるということで、次回以降のワーキングで検討したいと思っております。

本日資料 21 ページ目をご覧くださいと、関係法令遵守と土地の権原取得につきまして、ご説明を補足させていただきたいと思っております。

21 ページ目、関係法令遵守の状況でございますけれども、まず今回、FIT/FIPの認定申請前の時点での説明会ということになってまいりますので、その段階で何を一体求めていくのかということでございます。当然、法令遵守という中には、条例を含むということが一つ目の黒丸に書いてございますが、事業の実施段階に応じまして多様であるという中で、全ての網羅的な説明を逆に求めてしまう場合には、かえって表面的・形骸的な説明となるおそれがあるということでございますので、このFIT/FIP認定申請前という時点での提供される情報の適切性というところの観点からの検討も併せて必要だと考えてございます。

二つ目の黒丸ですけれども、こうした中で、例えばということで下記に書いてございます①、先ほども出てきましたが、FIT/FIP認定申請要件化として求めている許認可の手続の可否などに加えまして、②ということで、FIT/FIPの認定申請時に提出を求めています、再エネの事業に関わる関係法令手続状況報告書というところに記載のある法令、約 20 ぐらいの法令が書いてございますが、それについての許認可の届出等の状況ということ。また、③ですが、条例におきまして、自然環境・景観の保護などを目的といたしま

して、再エネ発電設備の実施に当たっての開発ですとか、再エネ発電設備等の工作物設置に当たって、許認可・届出などを求めている場合に当たっては、当該許認可や届出などの状況というものについて、手続の状況などにつきまして説明を求めていってはどうかというものでございます。

また、次の項目、土地権原取得状況ですけれども、土地の権原取得状況につきましては、土地所有者などのプライバシーへの配慮などの観点も踏まえる必要がございます。このため、土地に係る登記等のそのものを示すのではなくて、土地の権原の有無と、土地の権原の取得状況についての説明を加えていってはどうかというふうに考えているところでございます。

22 ページ目は、今申し上げた点を少し表にアップデートしたものでございます。

①～⑤につきまして、先ほど②と③につきましては補足を加えさせていただきましたが、⑥、少し灰色に塗っているところにつきましては、次回以降の検討会でさらに議論をさせていただきたいと考えてございます。

また、資料 23 ページ目、ご覧いただきますと、議事の関係でございます。

説明会におきましては、事業者と住民の方々とのコミュニケーション、もしくは理解を深めていただくというところを目的とした説明会でございます。こうした観点からは、事業者から説明事項を一方向的に説明するというのではなく、説明会の議事といたしましても、質疑応答の時間を設け、住民の質問に対して誠実に回答することを求めていくことが基本になってくると考えてございます。

その上で、質疑応答等でございますけれども、一つ目の矢羽根、質疑応答につきましては、住民からの質問等に十分に対応できる質疑時間を確保することが必要ではないかと考えてございます。その際、事業者・住民の方々の予見可能性の確保の観点、説明会の形骸化を防ぐという観点等を勘案したときに、一つの考え方といたしまして、質疑時間として確保すべき時間を具体的に示していくことが適切かといった論点がございます。

また、二つ目の矢羽根ですけれども、質疑時間超過後に残った質問等に対応するために、もしくは質問等がなくなったということを客観的に確認するという観点を含めまして、説明会終了後に、事業者が一定期間、先ほど那須塩原市さんの例ですと 14 日間でしたが、一定期間、質問募集フォームなどを設けまして、当該フォームに提出された住民の質問等に対しまして、事業者が書面、または再度開催する説明会におきまして、誠実に回答するといったことを求めてはどうかといったのを一つずつの対応の方向性かと考えてございます。

※で記してございますとおり、こうしたプロセスを設けるということになりますとすれば、説明会開催後に受け付けた質問等に対しまして、事業者が書面での回答や、再度の説明会の開催を行わないという場合には、説明会等の認定要件を満たさないといった、そうした位置づけということの整理もできるというふうに考えてございます。

続きまして、③周辺地域の住民の範囲でございます。資料 25 ページ目をご覧いただければ

ばと思います。資料 25 ページ目、ご覧いただきますと、前々回お示しいたしました説明会に関する論点の基本的な考え方といたしまして、①住民説明会の対象は範囲の明確性が必要だということでございます。客観的な基準が必要ではないかといった点。また、②ですけれども、その中でも、地域の実情を踏まえた柔軟な対応を行うことも重要ではないかといった、この二つの視点、観点があるということをお示しさせていただきました。

26 ページ目、ヒアリングのポイントですけれども、委員の皆様方からは、やはり事業の実施場所からの距離を基本としてはどうかといった点のご指摘をいただいております。また、特段の配慮が必要なエリアが設定されている場合など、自治体との協議の上でその範囲を調整できるような形がよいのではないかとといったご指摘。地域の実情に配慮することが重要ではないかといったご指摘もいただいております。

自治体の方のヒアリングということで、山梨県さんからは、説明が対象者でございますが、事業区域が所在する町や字の区域に居住する住民やその自治会、また、事業実施により自然環境、景観などに著しい影響を受けるおそれがある地域について個別に判断するといったことでございます。

また、那須塩原市さんのほうでは、大規模事業では 100m 以内、小規模事業で 50m 以内を近隣区域とした上で、近隣区域の居住者、土地・建物所有者、賃借権等の権限により土地・建物を使用する者、自治会等の代表者を説明会の対象としているといったご報告をいただいております。

資料 27 ページ目、事業者団体の方からのご指摘でございますけれども、範囲を一律に定めることは困難ではないかといったご指摘。規模ごとに発電所の敷地境界からの距離を指標とすることはあり得るかなといったご指摘もいただいております。

二つ目の矢羽根ですけれども、風力の関係では、住民の範囲につきまして、市町村と、また場合によっては、それを県等に相談・確認をした上で対応しているのが一般的といったご指摘もいただいております。

地熱の場合には、調査・開発区域の行政区域内の住民の方を対象にといった例があるということ。また、バイオマス発電事業者におきまして、発電所の敷地境界から 100m 以内の地権者・地上権者・地元関係者等を周辺の住民とした事例があるといったこと。また、市町村の協議をした上で、地区の区長さんにも相談しているといったご指摘もいただいております。

また、少し規模の大きなバイオマスの関係では、市町村や周辺地域の区長・地区長と事前相談を行って、周辺地域の住民の範囲等を決定するケースが多いということで、実績としては、発電所から、規模が大きいということもございまして、おおむね 2～3 km の程度を範囲としているものもあるといったご指摘でございました。

資料 28 ページ目、「周辺地域の住民」の範囲についての考え方ということでございます。

まず、客観性・明確性を有する数値基準というふうにくくってございます、一つ目の黒丸でございますけれども、住民の方々、事業者の方々の予見性を確保するという観点からは、

電源種・規模を踏まえて、客観性・明確性を有する数値基準を設定するということが重要ではないかといったことでございます。

本WGにおきます、これまでの議論やヒアリングを踏まえれば、電源種・規模ごとに発電所の敷地境界からの距離による数値基準を設定することとしてはどうかというものでございます。

具体的な数値基準ですけれども、電源の特性ですとか、また既に策定されておられます条例に基づく説明会におきます住民の範囲などの例も参考にした上で、次回以降の本WGで検討させていただければと考えてございます。

論点といたしまして、矢羽根の一つ目、土地・建物所有者、賃借権などの権原によりまして、土地・建物を使用する者も対象とするといった例、ヒアリングでもございましたけれども、一方で、事業者にとりましては、こうした権原を有する者の特定が困難な場合もございます。こうした点を踏まえますと、周辺地域の住民につきましては、発電所の敷地境界から一定の距離内の居住者を原則としてはどうかといった方向性でございます。

他方で、条例に基づく説明会におきましては、隣接地におきまして、土地の所有者等を対象としている例もございます。そういう場合におきまして、居住者以外の者についてどのような取扱いをしていくのがいいのかといった論点もございます。

併せまして、28 ページ目の後半ですけれども、地域の実情を踏まえた対応ということで、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うという観点では、事業実施による自然環境、生活環境、景観などに影響を受けるおそれがある地域を特定としながら、自治体等への相談を行った上で、そうした実情を踏まえた説明会を開催すべく対象の住民の方々を特定しているといった例もございました。

また当然、我々再エネ特措法の事業ガイドラインにおきましても、配慮すべき地域の住民の方々につきましては、自治体とも相談するといったことなども、既に努力義務とさせていただいているところでございます。同時に、複数の委員からもご指摘いただいたように、自治体の方々の事務負担にも配慮することも必要ということでございます。

こうしたことを踏まえまして、資料 29 ページ目でございますけれども、周辺地域の住民の範囲ということでございますが、①予見可能性を確保するという観点からは、電源種・規模ごとに、発電所の敷地境界からの距離による数値基準を設定し、当該範囲内の居住者を基本とすると。その上で②ですけれども、自治体の事務負担にも配慮しながら、設置場所等を踏まえつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うということも重要ですので、こうした観点からは、説明会開催が要件と求められる事業について、地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことを求め、市町村から意見があった場合には、その意見を尊重し、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加えてはどうかといった方向性でございます。

なお、※でございますが、市町村の境に近接して事業を実施される場合もございますので、そうした場合には、まず、実施場所が属する市町村に他の市町村への相談の要否を確認し、相談が必要という場合には、同様に隣接の市町村の方々にも事前相談を行った上で、周辺地

域の住民の範囲に加えてはどうかといったことも補足的に記載させていただいてごさいます。

30 ページ目以降に、総務省さんの調査の中間整理におきましては、例えば事例の 5-3 で、上のボックスに記載がごさいますが、これは太陽光の低圧でございませけれども、設置の予定地から流れ出る水の被害が心配ということで、下流域、小高い丘の上に設置しようということで、その下の下流域の住民の方々を説明会の対象にしてはどうかといった、そういうやり取りがあったということ。

また、30 ページ目ですけれども、これは隣接する土地、または建築物の所有者、占有者、管理者も説明会の住民の対象とされているといった例もごさいます。

31 ページ目、真ん中の 2-3 ですが、隣接する土地の所有者などに加えまして、イと書いてごさいますが、事業区域の境界からおおむね 300m 以内の区域に居住する住民の方々、また、ウですけれども、その住民が所属する自治会の会長なども対象とするといった例もごさいます。

事例の 2-4 でございませけれども、事業区域に隣接する土地について所有権、賃借権を有する者、また、建築物についても同様の取扱いということで、住民説明会対象の方ということを明記しておられる条例もあるということでございませ。

32 ページ目ですが、真ん中の事例の 2-6 では、先ほど 300m といった事例をご紹介しましたが、こちらの自治体では、事業区域の境界からおおむね 100m 以内に居住する者ということを明記してごさいませ。

また、事例 2-7 ですが、これは小形風力の発電につきましては、風車を支持する工作物の中心が 200m ということ、また、マイクロ風力発電設備のような、そういう場合には、当該風車の支持する工作物の中心が 100m 以内といった区域に居住する者ということを中心にとごさいませ。

続きまして、34 ページ目以降、説明会の開催時期・回数でございませ。

ヒアリングでのポイントが 34 ページ目でございませが、ヒアリングにおきまして、山梨県さんのほうからは、環境や景観に及ぼす影響ということで、最低 2 回の説明会の実施を求めているといったご指摘もいただいませ。また、事業者団体の方々からは、風力については、通常早ければ風況調査の着手時から建設工事まで、各段階について説明会を複数回開催しているといったご指摘、地熱の場合は毎年度、年度末に開催している例があるといったこと。また、中小水力では、事業化判断までに説明を実施しているといったこと。バイオマス発電につきましては、必要に応じて複数回説明会を実施しているということなどのご紹介がごさいませ。

これらを踏まえまして、資料 35 ページ目でございませ。説明会の開催時期・回数でございませが、まず、説明会の開催時期でございませ。再エネ設備の設置場所や規模（出力）といった事項が基本的に定まっているということが、当然再エネ特措法の F I T / F I P の認定の時点で求めてございませるので、この点を前提にいたしますと、当然、申請の段階でも

こういったものが固まってしまうということでございますので、こうした申請までの中で、あらかじめこうした要件を充足する説明会を開催していくという観点からは、設置場所ですとか、規模（出力）をしっかりと具体的に確定させた上で、F I T / F I P の認定を申請するといったフローが基本だろうと考えてございます。

同時に、説明会におきます住民の意見・質問などを踏まえまして、事業者がこうしたプロセスを踏まえて、対応を検討、具体化するための十分な期間を確保することも併せて必要と考えてございます。

これらを踏まえますれば、説明会ですが、F I T / F I P 認定申請の一定期間の前、例えば3か月前といったことを目安に実施することを求めていることといたしましてでございます。

また、説明会の開催回数でございますけれども、説明会の開催回数につきましては、まず一つ目の矢羽根ですけれども、1回の説明会に多くの住民が参加いただくという中で、円滑なコミュニケーションを図ることが、相対的に難しくなる場合も想定されるということでございます。こうした観点からは、例えば参加される方の人数の規模に条件を設けるといふことなので、同じ内容の説明会を何回かに分けて開催するといったことも必要となる場合があるのではないかといたしまして論点が一つ目。

二つ目ですが、説明会開催後も、先ほど別の項目でもご紹介いたしました、住民からの質疑等が多い場合などにおきましては、住民の関心事項に応じまして、同一の住民の方々を対象に、複数回の説明会の開催が必要となる場合もあるのではないかといたしまして二つ目の論点でございます。

また、こうした開催する回数的な要件ということを決めるにいたしましても、当該要件の回数を超えて、事業者が任意の説明会を追加的に開催することは妨げないといったことも当然論点としてございます。

併せて36ページ目でございますが、こうした説明会については、特に周辺地域の住民への影響が多い場合には、さらにプロセスを明確にしていく必要があるのではないかといたしましてでございます。

一つ目の黒丸に書いてございますとおり、事業実施による周辺地域の住民への影響が大きいと、また、関係法令における許認可等を要するといった場合におきまして、住民説明会におきますプロセス、特に事業の初期段階からしっかりとコミュニケーションを図っていくことがより一層重要になってくるだろうということでございます。

このため、下記①②③と掲げておられるような場合におきましては、まずF I T / F I P の認定申請前ということに当然やることに加えまして、事業実施の早期の段階ということで、今回の例として挙げているような、関係法令の許認可を事前に取得する、もしくは届出が必要だという場合には、そうした関係する手続の申請前におきましても、説明会の開催を求めていることといたしましてでございます。

したがって、F I T / F I P の認定申請前というところ、先ほど3か月前までに開催

するということのより前に、事業の実施の早期段階というところで、さらに1回開催するということを求めているかどうかということで、合計2回のタイミングでは、この認定要件という中におきまして、FIT/FIPの中の要件として求めているかどうかというものでございます。

具体的には、①FIT/FIPの認定申請要件としておりますような、許認可として必要な森林法ですとか、盛土規制法、砂防三法におきます許認可の関係、これの申請前の段階で1回開催が必要じゃないかということ。

また、環境アセスなど、条例アセスを含めた環境アセスメントの対象ということで、これは配慮書の申請段階ということになってくるとは思いますけど、こうした申請段階の前というところでの説明会の開催をまず初期の段階で求めているかどうかというもの。

また、条例におきましては、自然環境・景観の保護等を目的として、開発や、工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合には、申請前に必要ではないかということでございます。

また、加えて3点目でございますが、環境アセスの場合、先ほど上記の②の関係の場合におきましては、環境アセスの結果を踏まえた事業内容の説明をするための説明会ということで、アセスによっては、やはり設備の配置場所なども変わってくるということでございますので、事業内容を説明するための説明会の開催をアセスメントの結果を踏まえた形で求めるということで、環境アセスの対象になっている場合には、最低3回の認定申請の要件化に伴う開催を求め、その報告をしっかりと確認していくということとしてはどうかというものでございます。

なお、資料の37ページ目でございますが、総務省さんの調査の一つの例といたしまして、これは申請後の段階、要は、開発工事の段階のときの説明会の開催ということで、この中でも実際の説明との関係で、実際のいわゆる申請前の段階から、その後の対応を見ながら、しっかりと事業者に取り組を求めていくということで、取り組を改善し、地域と共生する形の方向性が具体化していっているという例も総務省さんの調査に含まれてございます。したがって、複数回の開催ということ、また、FIT/FIPの申請後以降におきましても、今既に再エネ特措法上、地域の方々とのコミュニケーション、これは努力義務としてございますが、こうした必要な説明会を行っていくということが有効であるということの一つ示唆なのかというふうに理解をしているところでございます。

資料の38ページ目、説明会に関する他の論点ということでございます。

39ページ目、ご覧いただきますと、自治体の方々から、山梨県におきましては、特に開催に当たりました印刷物の配布、自治会の回覧板などによりまして、開催案内を実施しているぞということで、説明会には、設置許可申請者、いわゆる再エネ発電事業者が必ず出席するということを求めているということ。また、開催状況の記録を作成し、議事録を県に提出するということを求めているということのご報告でございました。

また、那須塩原市さんにおきましては、説明会開催後に、説明会実施報告書を市に提出す

るといふこととごさいます。

国への検討の示唆といたしましては、説明会資料一式、参加者一覧、議事録などを国に提出することを求めてはどうかというふうにご示唆いただいでごさいます。

ヒアリングで事業者団体の方々からは、地熱の関係では、地域説明会に当たっての開催情報、回覧チラシ、地域におけます回覧チラシで連絡している例もあるといたご紹介。

また、バイオマス関係では、質疑応答に責任を持って回答できる者が出席する必要があるといたご紹介もごさいました。

これらを踏まえまして、40 ページ目でごさいます。説明会に関するその他の論点の一つ目、説明会の開催案内でごさいますけれども、一つ目の黒丸、説明会の日時・場所を明確にした上で、説明会の開催2週間前までに実施することとしてはどうかというものでごさいます。また、認定申請時には、開催案内を実施したことを証する資料の提出を求めてはどうかというものでごさいます。

二つ目の黒丸ですけれども、開催案内の方法ですけれども、ポスティング、戸別訪問、回覧板、自治体広報誌の活用、事業者ホームページなどがごさいますけれども、まず、ポスティング、戸別訪問、回覧板、自治体広報誌の活用を原則としてどうかということとごさいます。また、事業者のホームページの掲載ということも選択肢はあろうかと思つてごさいます。また、事業者の方々にとって、ホームページへの掲載を認知するきっかけと合わせて措置を講じていただくということが必要かということと、上記のような周知方法との組合せが必要ではないかというふうにごさいます。

また、資料 41 ページ目です。説明会に出席すべき説明者についてごさいます。

一つ目の黒丸、説明の責任者を明確化という観点からは、説明会には再エネ発電事業者自身の出席を求めべきとごさいます。

また、二つ目の黒丸ですけれども、専門的・技術的知見を有する委託事業者等が同席することは有効な手段となる可能性があるということとごさいます。この場合であっても、説明の責任主体は、再エネ発電事業者となる点には留意が必要だということとごさいます。

また、※で書いてごさいますが、後でもご紹介しますけれども、再エネ事業者の方々、住民とのコミュニケーションという観点からは、地域の実情をよく把握されておられます市町村の方々説明会に出席されて、有効にコミュニケーションを図つていただいでいる例もごさいます。市町村の方々説明会に出席できるというふうにごさいます。出席を可能とするというふうにしてはどうかというものでごさいます。

また、FIT/FIPの認定後に、事業譲渡等の計画内容に変更があつた場合の取扱いごさいます。これも、これまでの事業技術検討会を含めましてご議論を賜つてるところごさいます。一つ目の黒丸、全体では三つ目の黒丸ですけれども、事業譲渡や実質的支配者の変更がある場合と。これによって、事業者を交代する場合には、当然ですけれども、事業者と住民の方々の間で、コミュニケーションをしっかりと改めて図る、確認する必要があるということとごさいます。改めて説明会の開催を求めることが適切だというふうにごさいます。

てございます。

また、二つ目の黒丸ですけれども、再エネ発電設置事業の重要な項目に変更がある場合には、当然周囲への影響という観点からも変化する可能性がございますので、併せて説明会の開催を改めて求めてはどうかというふうに考えてございます。

具体的には、再エネ発電設備の増出力によって、説明会の開催が必要な場合に新たに該当する場合ということ、例えば 35kW だったもので、説明会までは求めていない、整理されたものが出力の増加ということで、例えば 60kW になった場合には必要になってくるということでございます。

また、再エネ発電設備の認定出力・パネル出力を一定規模以上変更する場合にも、そうした実質的な変更が伴うということで、説明会対象にしてはどうかということ。また、再発事業の設置場所を変更するというので、こうした場合におきましても、そうした説明会の対象としてはどうかといった方向性でございます。

42 ページ目は、総務省さんの調査でございますけれども、真ん中の b というところで、発電事業のほか、設計事業者・施工事業者や保守点検事業者が参加することで、的確に対応しているような事例もあったということでございます。

また、合わせまして、43 ページ目ですけれども、市の方が住民説明会に出席し、助言・調整を行うことで、高圧案件でもしっかりと具体的な対応を促し、事業者において具体的な対応が実施されたといったご紹介もいただいております。

44 ページ目です。説明会に関するその他の論点ということで、説明会を開催したことを証する資料の関係でございます。

一つ目の黒丸ですけれども、説明会案内を実施したことを証する資料、説明会の議事録・出席者名簿・配布資料・質問フォームなどにおきます質問等と回答ということに加えまして、説明会の概要を報告する概要報告書と、ここでは仮で言っておりますけれども、こうしたものの提出を求めることとしてはどうかということでございます。

その上で、事業者の申請内容、報告内容に虚偽が発覚した場合には、当然ですけれども、必要な要件を満たさない申請といたしまして認定を行わないということ、仮に認定後であったとしても、虚偽が発覚した場合には認定を取り消すといった厳格な対応を行うということでございます。

こうしたプロセスを踏めるように、実効的に踏めるように、事業者が報告した説明会の内容に疑義が生じた場合に検証を行えるようなプロセス、対応が必要だと考えてございます。

一つ目として、矢羽根ですけれども、一つ目の対応策といたしましては、説明会での説明内容等につき疑義がある場合に、住民の方が資源エネルギー庁に対して通報を行うことができる通報フォームを整備してはどうかというもの。

二つ目です。こうした住民の方々からの通報等も一つの端緒といたしまして、事業者からの申請内容に疑義が生じた場合には、資源エネルギー庁から事業者に対して報告徴収等を実施し、説明会の録画や録音の提出を求めたいと考えてございます。

その際に、再エネ事業者が客観的な証拠を提示できるように、FIT/FIP認定の認定基準といたしまして、説明会の全景の録画及び録音といったものの保管を求めているというふうにご案内をしております。当然※で書いてございますとおり、プライバシーなどの観点から、事業者が広く对外公表するというものでなく、事業者においてFIT/FIP認定事業者にその保管を求めているということでございます。

資料の45ページ目は、総務省の調査のご紹介ですけれども、住民の説明会の実施結果につきましては、下に(様式)ということで、所在地ですとか、説明会の開催日、開催回数、開催場所、説明者のお名前、そういったこと、また説明の状況、また地域住民の意見や要望、それへの回答などを記した様式を報告として求めているといったご紹介もいただいております。

また、46ページ目ですけれども、説明会で説明した内容と異なるということで、市から事業者に対しお話をいただいて対応が変わったということで、実際に説明会で説明されていた内容と異なる場合、先ほどフォームで住民の方々から直接エネ庁のところに通報できるような仕組みと申しましたが、こうした説明会での説明事項とその後の対応ということが異なるといった場合におきましても、こうしたフォームの活用ということが一つあるのかなと考えているところでございます。

最後になります。ちょっと説明が長くなって恐縮でございます。

説明会以外の方法による事前周知というところでございます。委員からの指摘事項といたしまして、自治体からのポイントといたしましては、ポスティング・戸別訪問・回覧板などの方法も可としているということで、また、おおむね1～2週間程度の意見募集期間を設けているということでございます。対象となる住民の範囲は説明会と同じだということでございました。また、様々な方法によりまして、メリット・デメリットがあるので、様々な方法を取れるようにということが望ましいといったご指導をいただいております。

事業者団体の方からは、市町村が住民向けに発行している広報媒体も利用することもあるといったこと、また、説明会以外の方法としては、看板、事業者ホームページ、市の情報誌などの活用を考えられるといったご指摘でございます。

資料49ページ目でございます。事前周知の方法でございますけれども、適切かつ十分な情報提供が併せて必要だというふうにご案内をしております。ポスティング、戸別訪問それぞれのメリット・デメリットといたしまして、三つここで考えてございます。回覧板・広報誌につきましては、地域に密着した形での情報提供でございますが、一方で、一度に掲載できる情報の量には限度があるといった点も留意が必要です。また、ポスティング、戸別訪問、事業者ホームページの掲載といった方法につきましては、多くの情報を提供することが可能であるといったポイントがございます。

一方で、事業者のホームページの掲載につきましては、住民の方々にとりまして、ホームページの掲載を認知するきっかけがないということで、様々な組合せが必要であるといった留意点がございます。

これらを踏まえますと、まず、(i) といたしまして、ポスティング、または戸別訪問による方法を基本としてはどうかということ。また、回覧板、または自治体広報紙を活用して事業者ホームページのリンクを示した上で、当該事業者のホームページに情報を掲載する方法もあるのではないかとということで、事前周知の方法といたしまして、しっかりと十分な説明、情報量を提供するための方策ということの検討の方向性でございます。

50 ページ目ですが、事前周知での説明事項などについての論点でございます。

ほかの自治体さんのご指摘もいただいたとおりですが、基本的には、周辺地域の住民に対しまして、適切かつ十分な情報が提供されることが重要だということで、説明会で求める報告内容と原則同じということとしてはどうかということでございます。

二つ目の黒丸ですけれども、事前周知を行うべき周辺地域の住民の範囲ということにつきましては、電源種・規模ごとに、先ほど申しました、発電所の敷地境界からの距離による数値基準を設定し、その範囲内の居住者を対象としてどうかというものでございます。

また、周知の期間ですが、一定期間前ということで、3か月前までに実施してはどうかということで、事前周知の際には、必ず質問等の提出先・提出期限など、例としましては、2週間以上の期間を設けてはどうかということでございますけれども、提出された質問などには、事業者が書面において誠実に回答することを求めていますかどうかというものでございます。

最後になりますけれども、事前周知を行ったことを確認するために、必要な概要報告書の提出を求めていますかどうかということで、その上で、先ほどの説明会と同じですけれども、申請内容に虚偽があった場合には、必要な要件を満たさないと認定を行わないということ、加えて、認定後に虚偽が発覚した場合には、認定を取り消すといった厳格な対応を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

事務局からは、長くなって恐縮でございますが、以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございました。

それでは、今のご説明、一括していただいたわけですが、これ議論は、議題が非常に多いので、ちょっと分けて議論をしていただきたいと思います。

論点としては1～6までありましたよね。そのうちの前半が1～3、これをまず議論して、その後で4～6というふうにしたいと思います。

それでは前半の議論として、論点の1～3まで、ご発言をご希望の方はチャットボックスで発言希望というような形でお知らせをいただければと思います。

いかがでございましょう。どなたかいらっしゃいますか。

今日は説明会の概要について案をいただいたということであります。1～3までは説明会をする事業者の事業の範囲と、それから内容、それから周辺住民の範囲ということで、ご議論をいただいたらと思っております。

興津委員がご発言をご希望でしょうか。それでは、どうぞご発言ください。

○興津委員

興津です。ご説明、どうもありがとうございました。

私からは2点ほど意見を申し上げたいと思います。

まず、スライドで申しますと23ページになるのですが、説明会の議事についてでございます。これですね、前回のヒアリングの際に、事業者団体のどなたかからか、この説明会というのは住民からの質問に対して答える場であって、住民の意見を聞く場では必ずしもないんだといったようなご発言があったように記憶しております。

説明会の目的といたしまして、住民から同意を取るということを目的としているものではないという点では、そういう言い方もできるのかなと思うのですが、ただ、今回の資料でも質問と意見が並べて併記されておりますとおり、必ずしも両者が峻別できるようなものではないのだろうと思います。

そういたしますと、まさにこの23ページのスライドに、誠実に回答することを求めるという文言がありますけれども、事業者さんにおかれましては、しゃくし定規にご意見については聞きませんというような対応を取るのではなくて、住民と事業者との間でコミュニケーションを取っていただいて、合理的な根拠のある住民の不安については解消する努力をしていただくということを求める必要があるのではないかというふうに考えました。これが一つ目です。

それから、二つ目はスライドの29ページ目になります。「周辺地域の住民」の範囲2の設定の仕方につきまして、①で、いわば定量的な指標を示し、②で、定性的と申しますか、自治体に相談をした上で、地域の実情を踏まえて、さらに柔軟な範囲設定をするという案を出していただきまして、これ大変工夫された案ではないかと思いました。その際に、ちょっと留意すべきことが、さらに二つほどあるかと思いましたので申し上げます。

一つは、自治体の中には、これまでに再エネ関係の対応したことがあって、ノウハウを持っている、知識、経験が蓄積されているというところもあれば、これまでに全然そういった対応したこともないというところもあるかと思しますので、とりわけ後者のような慣れていない自治体については、特に制度の最初のほうは適切な対応ができるように国のほうでサポートいただくなり、経験のある自治体とその経験を共有する場を設けるなりといったことをしていただくのかよいかというふうに思いました。

それから、留意すべき点の二つ目といたしましては、事業者が自治体に相談をして、自治体のほうで説明会をすべき住民の範囲を述べると、そういう仕組みになっているわけなんですけれども、多くの自治体においては、公正かつ中立な対応をしていただけることと期待はしておりますが、ただ、もしかしたら自治体のほうで非常に拒絶的な姿勢を示して、例えば、著しく不合理、広範囲にわたる範囲を示して、事業者のほうに困るといったことは制度の運用として望ましくないと思しますので、そういったことがないようにというふうには思うところであります。

その対応策と申しますか、こういうことをしてはどうかということといたしましては、

例えば自治体のほうで、そういった周辺、説明会が必要な範囲について教示をする際に、書面で教示をして、ある程度根拠とか理由をその中で示していただくといったことをしていただいてもよいのかなというふうに思いました。

自治体のほうで周辺住民の範囲を示すという行為が、行政法で申しますと行政指導に当たるかどうかというのが、ちょっとなかなか微妙なラインかなというふうに思っております。この範囲で説明会をしてくださいというふうに求める行為になれば、行政指導といったらよいかなと思うんですが、説明会をするべき範囲の情報を提供するというのにとどまると、ちょっと行政指導とは言い切れないかもしれないなど。自治体が行う行政指導については、各自自治体が制定・施行をしている行政手続条例が適用されて、その規定にのっとって書面の交付なども行われることになると思うんですけども、その範囲の設定に関する自治体の回答が、行政指導に当たるか否かを問わず、このFIT制度の範囲内で、例えばガイドラインなどを設けるなどして、書面の交付を求めて、それでもって手続を透明化していくといったことも考えられるかなというふうに思いましたので、意見として申し上げたいと思います。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は、神山委員、どうぞご発言ください。

○神山委員

神山でございます。私も事務局案が大変丁寧に論点出し等、作成していただいていると思っております。それにコメントという形で4点ほど述べさせていただきたいと思っております。

まず10ページ目でございます。法律と条例との関連でございます。

この図のとおり、那須塩原市さんも再三おっしゃっておられましたけれども、地域の実情を踏まえて、自治体が条例において独自に説明会の開催を求めることを妨げないということを中心としておくことに賛同いたします。法律で基本設計化しておいて、地域の実情に応じて設定すべき基準の条例化というのが求められているということでございますので、これも併せて自治体に周知していただければというふうに考えております。

また、この図の部分なんですが、法律に基づく説明会の部分というのが大きく書かれていますよね。ですので、条例策定まで手が及ばないという自治体というのもあるかなと思っております。そうした部分にも備えていただいているかなというふうに思っております。基本的な部分は、まずは法律でというふうに考えていただいているという意味だろうというように、私は解釈をしております。

続きまして、18ページでございます。那須塩原市さんの条例で、説明会から14日以内に書面で事業計画に対しての意見を申し出ることができるという部分なんですけれども、こうした規定はぜひ取り入れていただきたいと思っております。説明会が所定の時間内に終わらなかった場合ですとか、質疑応答が不十分であった場合のためですとか、また回答をより丁寧にしたいという事業者さんがいらっしゃるときのコミュニケーションのためにも、

できるだけ透明性のある形で規定しておくということが重要であろうというふうに考えております。また期間を区切ることで、事業者にとっても、常に類似の質問や要望等が繰り返しなされるというリスクを避けることができると思っています。

続きまして、19 ページでございます。各電源の扱いというのをどうされるのかなというふうに思っていたんですけども、共通項目とは別に、別表なり、具体的な項目を示していただけるということになっておりますので、そのようにお願いしたいと思っています。

また、28、29 ページで、まず 28 ページの「周辺地域の住民」の範囲なんですけれども、客観性、明確性を有する数値基準を設定するという事に賛同しております。

そして、この辺りのところなんですけど、最近出た判例で、いわゆる納骨堂の周辺住民の原告適格を認めた事案ということで、最高裁判例の令和 5 年 5 月 9 日のものなんですけれども、住民の忌避感情ですね、忌避施設に関する住民の忌避感情への対処の必要性というところで、やはりセンシティブな人に合わせる必要があるのかもしれないなというふうに、私自身もかなり考えさせられた案件でございました。宗教感情でもあるので、全くイコールというようには考えられないんですが、です。ので、原告適格の範囲に係る紛争というのを未然に予防する観点でも、やはり省令で明確に範囲を規定しておく必要というのがあるかと思っています。

また、29 ページなんですけれども、興津委員もおっしゃっていただいたんですが、この自治体から出される意見の部分なんですけど、曖昧さを残さないように、複数の事業者に対して、客観的な基準で同一の意見が出されるようにということを私からは要望したいと思っています。です。ので、手続的な透明性、明確性というのをやはり十分に確保できるように、自治体においてご準備いただくことというのを求めたいと思います。

です。ので、この意見の出し方については、必要であれば、エネ庁さんのほうで自治体の支援というのをしていただければと考えております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。それでは、次に大貫委員、どうぞご発言ください。

○大貫委員

私からは 1 点申し上げます。実は神山委員が今おっしゃったことと密接に重なるんですが、18 ページ、重なるんですが、もう一度申し上げますと、18 ページの那須塩原市の説明会から 14 日以内に書面で事業計画に対する意見を申し出ることができるということがされております。これは非常に有用だというふうに思います。

また、19 ページには、太陽光発電協会の意見として、説明後の住民とのコミュニケーションの例として、一定の期限を定め、住民から事業者に対する意見、質問、意見提出フォームに提出もらう方法があるんじゃないかと。これも大賛成で、先ほど神山委員がおっしゃったように、こうした仕組みは、再エネ特措法上、ぜひ設けてもらいたいと思います。当日の説明会だけに終わらず、その後のコミュニケーションを確保するということが大変重要だ

からでございます。

ここから少し今回の説明会にのみ関わることでないことを少し付け加えます。

他方で、このような説明会を中心とする業者と住民のコミュニケーションの確保のみで問題が解決するわけではないことは言うまでもないことだと思います。再エネ特措法においては、つまり説明会を中心とするコミュニケーションだけに終わりにしないということが大事だと思います。

再エネ特措法においては、事業者は稼働後も少なくとも住民からの質問に真摯に対応すべきことを、どこかで明確にしておいてはどうかと思っております。事業者と住民が協定を締結して、資料開示や、立入調査を規定することが十分に可能だと思いますが、そうしたより積極的な関係性の構築の一步手前のところで、最小限の関係性、コミュニケーションを確保するということは、再エネ特措法で明確にしておいてよろしいのではないかというふうに思います。つまり、質問に真摯に事業者は答えると。これは説明会の後だけに限らない、説明会においてのみに限られないということではないかと思っております。

そして、この質問を非常に長いスパンで設けますと、もちろんトラブルがいろいろ生じると思うんですね。事業者が真摯に対応しない場合というのは十分考えられます。他方で、事業者の真摯な対応に対して、住民が不満を申し述べるということに終始している場合もあるかと思えます。こうした場合に、どうするかということも、やはり考えておく必要があるのではないかと思います。

事務局の説明の中に、エネ庁への通報ということが、先ほどちらっと出てきたのですけれども、この窓口において、今言ったような質問をめぐる様々な事業者と住民とのトラブルを一種のあっせん的に解決するというようなことが、なされたほうがよろしいのではないかと思っております。説明会に必ずしもかからないところまで申し上げました。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。今、3名の方のところで、事務局からコメントいただきます。

○事務局

事務局でございます。まず興津委員から、複数のご指摘をいただきました。まず、しっかりと説明会の場というところでは、コミュニケーションをしっかりと取っていくということで、ご意見だというふうに理解しましたけれども、質問、意見を峻別することなく、しっかりと住民のご不安ということの理解を深めていくようなコミュニケーションをしっかりと取っていくというところで、我々事務局としては誠実に回答する、コミュニケーションの場として、しっかりと位置づけていくということが大切だというふうに理解をさせていただきます。この辺は、委員ご指摘のとおりかなと思っております。

また、資料29ページ目にございました、住民の範囲として2点留意すべき点として、ご指摘をいただいております。

まず、自治体の中には、まさに今回、オブザーバーでご参画いただいております山梨県さ

んですとか、那須塩原市さんのように、既にいろいろ取組をされておられる、守られている自治体と、そうじゃない自治体ということで、後者の自治体については、しっかりサポートということも選択肢じゃないかということで、我々も今、自治体の方々との連絡会ということも年に、オンラインということも含めて開催をしてございます。既に 300 前後の自治体の方々と直接つながりながら開催をしてございますが、まさに今回、こうした説明会の認定要件化という中にありまして、どちらかというと、これまでの自治体さんとの関係で言えば、慣れておられる、もしくはいろいろトラブルに直面されておられる自治体さんとの関係性が深かったということもございますので、今後こうした認定要件化に伴いまして、より幅広く自治体の方々に対するサポート、もしくは情報提供というところをしっかりとできるようなことを、我々もこうした省令改正などを行った上で、しっかりと周知期間を置きながら、また、制度運用開始後も、こうした取組を重ねていくということをやっていければと考えてございます。そうした中で、自治体の方々にも、ご負担をなるべく少ない形で、いかに効率的にやっていただけるかという視点を持ちながら、常にやっていきたいなと思っております。

その中で、2 点目ご指摘いただきました、住民の範囲などにつきまして、やはり書面等での合理的な根拠とか、理由とかを示していただくような形ですとか、もしくはその手続の透明化という観点の、二つ目のご指摘もいただいております。

これにつきまして、我々のほうも、先ほどの前半にも伴いますけれども、様々な情報の提供ということも前提にしつつ、併せて自治体の方々が簡易な形で、また対応できるということも併せて重要ですので、例えば、幾つかの、先ほど総務省さんの調査にありましたような、典型的な対象となるようなところについてはチェック・ザ・ボックスでチェックできるようなこと、またそれ以外のところについて、特段の対象として追加したほうがいい場合には、その場合には積極的な理由ですとか、そういったものを少し書いていただくといった、そういったやり取り、いずれにしても申請書も書面という形を通じてやっていくようなこと、これをしっかりと我々としても、例えば手続の様式を定めていく中で、そういった手続を定めていくと。一方で、お互いにとって、事業者にとっても、また自治体にとっても、コストが最小化されるようなことをしっかりと考えていければなと思っております。

神山委員から、複数の点についてコメントも含めていただいたところでございます。

特に那須塩原市でも取り組んでおられる事後の説明会、終了後の 14 日以内での書面での対応ということにつきましては、大貫委員からもご指摘をいただいておりますが、こうした透明性のある規定などにつきまして、事業者団体からもそうしたプロセスを設置してはどうかといった指摘もございましたけれども、こうしたことについては、省令の中での事項の中で定めていくといったことも、本日のご指摘を踏まえて検討をさらに深めていければなと思っております。

また、住民の範囲などにつきましては、先ほど興津委員からご指摘があったようなセンシティブな点もありますが、なるべく客観的かつ分かりやすくお示しできるような形の、様式

面も含めた形での工夫と、そうじゃない場合の理由を積極的に書いていただけるような、そういうプロセスを踏む中で、可能な範囲で省令で明確にしていければと思っております。

また、複数の事業者に対して、要は選択的にこの事業者には重い責任を課すといったことのないような形で、そこについては我々も、先ほど申しました自治体との連絡会なども含めまして、様々な事例の紹介ですとか、また事業者の方々からの、逆に我々としても意見をいただくことも多いと思いますので、そういう中で、今後どういうプロセスを取っていくのが一番フェアなのかということについては、さらに検証を深めていきたいなと思っております。

大貫委員からご指摘をいただきました、稼働後の対応についてでございます。これは総務省さんの調査の中でも少しご紹介もいたしましたし、また、現時点での再エネ特措法におきましても、ガイドラインなどにおきまして、運転開始後であっても、当然、地域とのコミュニケーションなどを取っていくということを推奨事項、努力義務として規定をしているということでございます。こうした中で、当然説明会后、また稼働ですとか、工事の段階、また設備稼働、またその後のメンテナンスの期間中などにおきましても、住民の方々とのコミュニケーションということは積極的に、または地域の方々のご懸念、ご不安がある誠実にお答えいただくということ、我々としてはガイドラインで求めているところでございます。

また、先ほど、エネ庁の通報フォームにつきましては、今回、特に認定申請要件が伴いまして、新たに設置いたしますが、一般的なエネ庁としてのご指摘を受け付けるフォームもございしますが、こうしたものを踏まえて、個別の対応については、積極的に地方局のご協力をいただきながら、また、自治体との連携をしながら、こうしたトラブルなどについての対応ということについては、当然説明、申請から認定の段階だけではなく、当然、事業を稼働していく期間が非常に長いと、メンテナンス、またその後の今後廃棄、リサイクルなどを含めまして、対応を積極的に行っていくような、そういうきっかけにしっかりとしていくということが必要なのかなと思っております。

さらに体制的なものも含めて、強化策を考えておるところでございますが、引き続き我々としてもしっかりと取組を前に進めていきたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。それでは続けます。

次は桑原委員ですね。どうぞご発言ください。

○桑原委員

ありがとうございます。恐縮なのですが、今日、途中で退出しなくてはならないので、後半についても1点コメントしたいところがあるので、まとめて申し上げてもよろしいでしょうか。

○山内座長

結構ですよ、どうぞ。

○桑原委員

ありがとうございます。

それでは、事務局の取りまとめをありがとうございます。基本的に事務局案に賛同でございますが、その上で何点かコメントをさせていただきます。

まず、22 ページの説明内容についてです。後半の 36 ページのところでご説明がございましたが、一定の場合には、複数回の開催を求める必要があるのではないかと事務局案に賛成なのですが、複数回の場合には、説明事項についても初回と 2 回目、最終回とで異なることとなると思います。例えば関係法令の遵守状況については、当初の段階では申請に向けたスケジュール等の説明ということになるでしょうが、特に森林法、盛土規制法、砂防三法等の安全に関する重要法令の許認可については、これをきちんと取得した上で、取得できているということを含めて、2 回目、最終回ではご説明をいただく必要があるのではないかと思います。このあたりも今後、複数回のケースも含めて、説明事項を整理していただければと思います。

それから、23 ページに記載の点でございます。先ほども委員からご意見がありましたけれども、また以前にも申し上げましたけれども、説明会のゴールをどこに置くのかという点、住民の同意を取るというところまで求めるわけではないけれども、住民からの意見、懸念に対して、誠実に対応をすることを求めるということになると思いますので、そのゴールをしっかり設定をしていただく。その上で、説明会の具体的な質疑時間を何分にするかといったところについては、かえって形骸化する可能性もございますので、具体的に時間を決めるというよりは、あくまでもしっかり審議を尽くすように求めるということが適切ではないかと思っております。

実際には、長時間に及ぶ場合には、実務的に質疑打ち切りにならざるを得ない場合も考えられるかと思っております。そして、これ自体が否定されるわけではないと思いますが、先ほどからご指摘もございましたとおり、説明会後の一定期間の質問受付や書面回答等を誠実にを行うことで、審議を尽くしたと認めることも考えられるように思います。

それから、説明会について報告書を提出させることが事務局案で想定されておりますが、その中で質疑時間、あるいは質疑打ち切りの場合にはその旨、そして説明会後の一定期間の質問を受付、書面回答の状況等も記載するように求めていますかどうかと思っております。

続いて、28 ページ、周辺地域の住民の範囲ですが、こちらにも既にほかの委員の先生方からもお話がございましたように、私も数値基準を設定して、その数値基準の中でその範囲内の居住者を対象とするということに異存ございません。

ただ、その地域の不動産を所有する人、居住者以外の所有者も利害関係者ではありますので、事業者にも過度の負担がかからないような周知方法が取れるということを前提に、不動産の所有者についても参加を認めるほうがよいのではないかと思います。ただ、そのために不動産登記簿謄本のチェックまで求めるというのは、別の問題があるように思いますので、そこまで求めるというよりは、別の合理的な事前周知方法を工夫した上で、不動産所有者まで

含めるということも、ご検討いただければと思っております。

それから、後半の部分に関連しますが、41 ページのところ、変更認定申請の際の説明会の開催について記載があります。これについては賛成ですが、より一般的にこの認定取得後の一定期間ごとの説明会というものを変更認定申請に限らず、検討していただけないかと思っております。

今回は、FIT/FIP認定を受けるに際しての住民説明会が審議の対象となっておりますので、直接の審議対象ではないと理解はしておりますが、長期にわたる地域共生が重要であること、認定後に発電設備が放置されることで、地域住民に不安が生じているという状況を考えますと、認定時の住民説明会も重要ではありますが、FIT/FIPの期間中において、例えば何年かに1回の説明会が開催されるような制度についても検討が必要ではないかと思っております。特に安全性について不安があるような地域においては、そうしたことを検討することが有意義ではないかと思っております。

定期的な説明会の開催をやっていくということ、FIT/FIPの認定の条件とすることができれば、認定後の事業規律もより働きやすくなるのではないかとと思っております。

以上です。

○山内座長

次、松本委員、どうぞご発言ください。

○松本委員

ありがとうございます。

基本的に事務局案に賛成いたします。その上で2点コメントさせていただきます。

1点目は17ページの事業の影響と予防措置ですけれども、どのような説明を行うことが効果的かについて、科学技術に関する情報を分かりやすく説明するためには、言語とともにビジュアルが非常に効果的です。説明会などではスクリーンの投影資料や配布資料についても、写真、画像、データ、または模型なども活用して説明するよう、理解を促すようなプレゼンテーションを工夫してほしいと思っております。

2点目です。22ページの説明会の説明事項の事業の影響と予防措置についてです。再エネ発電事業の廃棄、リサイクルについて、どのような説明を行うことが効果的かですが、廃棄計画、廃棄予定日は、事業終了の想定日を事業者があらかじめ設定して、説明会で説明できるようにしておくことが重要だと思います。また、設備に含まれる有害物質への対応について、鉛、カドミウムやヒ素、セレンといった人体に悪影響を与える有害物質については、産業廃棄物として処理することを説明することが大事です。

例えば、リスク対応については、太陽光パネルが破損した場合、そのまま放置しておく、雨が降ると有害物質が流れ出て、土壌汚染を引き起こす可能性がある、こうした事例が発生した場合、ブルーシートでパネルを覆って、販売店に連絡して、かつ地域の自治体担当者に連絡して、廃棄物として処理することを説明することが非常に重要になってくるかと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。それでは続いて、大関委員、どうぞご発言ください。

○大関委員

産総研の大関です。ご説明ありがとうございました。

最初に、このタイミングで言うのがいいのか分からないですけど、全体のコメントとして明確化する必要があるということで詳細にご検討いただいてありがとうございます。大枠としては事務局に賛成したいと思います。

他方で、再エネ特措法以外は増えてくるということを考えると、細かい設定をしていくことで、これだけすればいいといったミニマム基準に捉えられると、優良事業者も含めて、どちらかという倫理感を下げようような効果もあるのかなというのをちょっと懸念しています。このあたりはこれまでの経緯で、こうなったのはしようがないかなと思っているので、行政というよりは事業団体には、自治体任せとかにせず、自主的に、適切に、地域とのコミュニケーションを取れるよう、より文化を醸成するようにしていただきたいなと思います。

それで、10 ページ目にあるように、特に温対法とそういったところと連携して、行政と事業者と連携して、よい事業者が増えるように、いろいろしていただければと思います。

ここから個別のコメント、質問として、11 ページ目の分割の案件ですね。集合になったときの話ですけども、基本これ低圧の話なので、他法令との関係で、電気事業法との観点はあるのかなと思っています。少しその分割の案件で、この要件と条件が違うかなというふうに思っています。距離は次回以降ですけど、特に時間の制約がないとか、それはこちらのほうが範囲が広いのかなと思いますので、これ自体は構わないと思うんですけども、しっかりと周知をしていただかないと、いろいろこの案件は分割、この法令では分割ではないとか、出てきそうだなと思いますので、そのあたり、周知徹底なり、説明をお願いしたいと思います。

あと14 ページ目の範囲についてですけども、屋根設置と書かれているところが除かれるということですけども、駐車場が少し曖昧なのかなと思っていまして、この駐車場の扱いを少し整理していただいたほうがいいのかと思います。特に建物に付随するものは不要かなと思っていますので、この辺は不要であるかということであったり、駐車場だけというものもありますので、そういうことをどう考えるかというのは整理していただいたほうがいいのかと思います。

29 ページ目の「周辺地域の住民」についての定義ですけども、原則居住者になるというのは、こちらについては賛成ですけども、居住者というところの定義がどういうふうなのかというのは、今後の細かい点かもしれませんが、住民票があるとか、そういうことなのかと思いますが、そのあたりも明確にさせていただいたほうがいいのかと思います。

他方で、先ほど委員からもありましたけども、例えば、別荘地とか、建物を持っている人

とか、そこで事業を営む人とかというものも、マストにするというよりは、希望があった場合に配慮しないということは必要なのかなと思っていて、ここの原則と書かれているところが、それ原則だから、その人は入れませんよという事業者が言うようだと、ちょっとまずいかなと思っていますので、そのあたりは排除しないということは少ししっかりと周知していただいたほうがいいかなと思いました。

以上になります。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは高村委員。

○高村委員

ありがとうございます。

幾つか既に、ほかの委員からご指摘をされた点も少なからずございますので、簡潔に申し上げたいと思います。

1点目ですけれども、こちらはスライドの10に関わる場所です。基本的に再生可能エネルギー、特に国の買取制度のもとで適切に導入を進めていく上で、地域共生をしっかりと配慮した導入、認定の基準をつくっていくという意味で、説明会等のしっかりした制度設計、基本的に大枠賛成であります。

若干気になっている点が、これはあるべき、とりわけさっき言いましたように、国の買取制度のもとでの再エネ導入ですので、望ましいと思う一方で、ほかのやはりこうした設備導入や事業に関わるこうした要件との比例性の点は、若干気になるところです。

少なくとも、スライドの10で書いてくださっているところですが、やはり法令上、関わるFIT認定を取る再エネ設備、再エネ事業について関わる法令がほかにもある中で、関わる法令、他法令、あるいは条例において、同様の説明会や、周知義務を課している場合に、ここでは特措法に基づく説明会開催、あるいは事前周知の要件を充足するものとして取り扱うことにすると。これ自身は結構だと思うんですが、しかし、むしろやはり少なくとも国法、国の法令の次元でいくと、関連する法令間でこうした説明会等に関する要件を整理し、ストリームライン化するというのも必要ではないかというふうに思っております。

これは、もちろん地域共生型の再生可能エネルギー導入をしていくわけですが、複数の法令が、あるいは別々、異なる要件を課すことによって、事業者、これタイミングも含めて事業者に過度な手続の負担とならないということは、同時にやはり配慮されるべきではないかというふうに思っております。

アセス法との関係、言及していただいていると思いますが、電源によっても関わる法令、典型的に関わる法令があるようにも思っております、アセス法、そして電源によって関連する法令のところの手続の、少なくとも国のレベルの手続のストリームライン化については、ぜひ検討いただきたいというふうに思っております。

2点目ですけれども、スライドの23であります。これは桑原委員が既にご指摘になった点です。質疑時間として確保すべき時間を具体的に示すことが適切かという問いをいただ

いておりますけれども、むしろ、ここは具体的に示すというのはなかなか難しいのではないかとこのように思っております。むしろ、こちらでもでもありますけれども、事後において出すことができなかった、あるいは後で気がついた質問、意見、それから、実際、説明会に参加できなかった住民も含めて、しっかりした対応を求めるという形で、誠実な協議というものを確保するというのが適切ではないかというふうに思っております。

スライドの 28 のところです。居住者以外の者についての取扱い。これも桑原委員がおっしゃったところと共通をしております。幾つかの事例で、権原者の、土地の権限者を含めるのが適切な場合があるように、やはり感じております。ただ、やはり問題は、ここで住民の範囲に含めていったときに、とりわけ周知義務がそれに伴うと理解をするわけですが、その周知義務が過度なものになるといったことがないという制度のつくり付けをする必要があるんだろうというふうに思っております。ここは後半の部分に関わる論点でもあると思いますけれども、ご検討いただきたい点です。

最後はスライド 29 です。これは興津委員がおっしゃって、もう回答をいただいていると思いますが、市町村から意見があった場合に、その意見を尊重して、当該者を周辺地域の住民の範囲に加えるということですが、やはり一定の市町村に対する指針というものがある形が必要ではないかというふうに思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。それでは事務局のほうからお願いいたします。

○事務局

事務局でございます。複数の委員から様々なご指摘、ありがとうございました。

桑原委員からご指摘をいただきました、22 ページ目の関係で、一定の場合には複数回開催する。例えば環境アセスですとか、森林法の許認可を申請する前の段階とか、そういう場合には、初回の説明会で求める話と 2 回目ですべての内容について、おっしゃるとおり、濃淡とか、説明項目などについても、少し説明の幅と深さが違うんじゃないかといったふうに理解してございますけれども、そこについてもおっしゃるとおりで、少し整理をしながら、次回、またお示しできるようにできればなと思ってございます。ご指摘ありがとうございます。

また、先ほど高村委員からもご指摘をいただきましたけれども、説明会のゴールから踏まえば、しっかりとコミュニケーションを取っていくという観点が必要だということで、具体的な質問時間などについての具体的な時間を定めるのではない。まさに形骸化とか、その時間が終わったから打ち切っていると、そういうわけではなく、大関委員からも、これは逆に倫理観を下げる、もしくは自主的なコミュニケーションをむしろ損ねるような形にならないことが非常に重要だというふうに理解をしておりますので、しっかりと、むしろこうした取組を、我々としてみれば説明会を踏まえて、住民と事業者の方々の理解、そしてコミュニケーションが深まるような機会にしていくということですし、また、桑原委員からもご指摘いただいたように、打ち切りにせざるを得ないと、そういったときにはしっかりと、それ

に至るプロセスがどうだったのか、また、説明会終了後の意見が、質問がどうだったのかということ、そうしたことについて、終了後に、申請の段階では報告書を求めていく中で、どのような形で報告してもらおうのかといったことも含めて、こうしたプロセスの中で、こうした取組、コミュニケーションが自主的にしっかりとされているということを確認できるようなところについては、さらに工夫をしてまいりたいと考えてございます。

また資料の 28 ページ目のところで、数値基準というところのお話もいただきました。28 ページ目におきましては、特に数値基準をベースやっていくことについてはいいんじゃないかということですが、そのほか、特に柔軟性というところにおいて、住民の方々について、桑原委員からは、例えば不動産の所有者とかについては利害関係者じゃないかということで、参加の対象ということも、一つの方向性ではないかというご指摘もいただいております。

また、後半の高村委員からも住民の範囲というところについて、例えば、総務省さんの例とかでは、敷地の隣接地におけます所有者とかというところについては、対象にしている条例も多いといったご報告もさせていただきましたが、その場合に、例えば山林の所有者などが相続など踏まえて、非常に多数にわたるといったような、まさに高村委員からご指摘されたような、仮に説明会の対象にするといった方向性の中で、その周知義務などのバランスの中で、どういう形の検討をしていくのかということについては、制度におけます手続的なコストですとか、制度の予見可能性というところも含めて、さらに次回に向けて、両委員からのご指摘を再検討していきたいと考えてございます。

また、後半の話であります、桑原委員から 4 点目といたしまして、認定取得後の一定期間後の説明会の開催を求めていったらどうかといったご指摘もいただいております。前半のご指摘の中で、神山委員ですとか大貫委員からのご指摘いただきましたところでの回答にもつながりますけれども、現時点では、当然事業ガイドラインにおきまして、推奨義務、努力義務といたしまして、事業実施中も当然、地域とのコミュニケーション、必要に応じた住民説明会の開催などについては、我々としても指導・助言をしているということではございますけれども、委員ご指摘のような形での義務化というところに向けては、さらにもう一段、我々としても可能な限り、まずは推奨、努力義務という中でどこまでできるのかということをもまず第一展開しながら、そういう中で立法事実が積み上がっていく中で、今回、申請時におきます認定要件化というところの義務化につきましても、まさに法律改正を伴ったわけでございますので、こうした中で、立法事実を踏まえながら、さらに検証ということも我々としても不断に行っていきたいと考えてございます。まず、現時点の枠組みの中で最大限何ができるか、これをまずしっかりと追求していきたいと考えてございます。

松本委員から、資料の 17 ページ目につきまして、可能な限り科学技術的な話も含めてビジュアル、そして写真など、分かりやすい形でお示しということの観点が非常に重要だということでございます。おっしゃるとおりでございます、地域の方々にとって、どのような再エネ設備などが実際に設置されるのかということについて、理解を深めるような、また具

体的なイメージがつくような形での説明となるような形について、資料の 22 ページ目にお示しをしていますけれども、事業計画の内容の中で、実施場所などについて、図形やイメージ写真などを用いて説明するということが書いてございますが、少し全体的に、⑥の次回ご議論いただきます事業の影響、予防措置などにおきましても、このような観点をしっかりと具体化、議論ができるように準備したいと思えます。

また、22 ページ、廃棄、リサイクルなどにつきまして、まさに別途含まれる物質の公表、もしくは認定要件化につきましては、環境省さんと議論しております廃棄・リサイクルの検討会におきましてもご議論いただいているところでございますが、そうした議論なども含めまして、FIT/FIPにおけます申請要件などについても、しっかり位置づけをしていくということで、廃棄、リサイクルについての情報の提供ということも図られるような制度的な対応も含めて、さらに具体化をしていきたいと考えてございます。

大関委員から、非常に本質的なところとして、今回、地域トラブルなどをしっかりと予防していく、また、地域コミュニケーションを実行たらしめるという中で、今回の法改正、また、その法改正を踏まえた省令ガイドラインをご議論いただいているわけでございますが、まさにこうしたプロセスが、事業者の方々と地域の方々が地域共生、地域に受けられるような再エネをしっかりと位置づけていく、根づかせていくという形のコミュニケーションのきっかけとして、それをさらに分厚くしていくという形につなげていけるようなよい循環にしていく必要があると思っておりますので、決して倫理感を下げることにならないような形で、我々としても事業者団体ともコミュニケーションしていきたいと思っておりますし、また自治体の方々、住民に対する広報普及につきましても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

具体的なお話として、資料 10 ページ目におきまして、再エネ特措法の話との認定基準との連携の重要性ということで、ここはしっかりと我々としても、これは高村委員からもご指摘をいただいておりますけれども、連携するところは連携し、また高村委員からは、説明項目の合理化というところもございましたけれども、連携の仕方はさらによく検討していきたいと思えます。

また、資料 11 ページ目の分割の話につきましては、まず説明義務をある意味、50kW以下にすることで、説明義務を回避するような動きをいかに抑止していくのかということもございまして、別の分割との関係も含めて、また次回、整理の必要なところでは、またご説明を加えたいなと思っております。

なお、ご指摘いただいた駐車場などにつきましては、これは別途の価格算定委のほうでも、特に屋根設置のご議論もいただいたところでございますけれども、建物登記等、屋根設置のものについては、そういったものを求めていくということで、もちろんそれが対応できるような、対応しているような駐車場も状況もあるのかもしれませんが、いわゆる青空駐車場のようないったものについては、いわゆる屋根置きになったのではないという形の区分整理という形になってございますので、そうした関連する審議会の議論をしっかりと

と連携する中で対応していきたいと思っております。住民などの定義については、さらにその他いただいた資料については、次回でまた説明を加えたいと思っております。

高村委員から先ほどご指摘いただいた、まさに他の法令、特に国の法令におきます整理というところで、事業者には過度な負担にならないようにというところでの合理化というところについては、もう一段、我々も整理が必要かなと思っておりますので、ご指摘を承りまして、しっかりと次回以降での整理に生かしていきたいというふうに考えてございます。

あと、市町村からの意見ということについて、P29の関係で、興津委員からご指摘いただいた点ということでございますけれども、様々な事例の紹介、また市町村、自治体との研修会もそうですが、一定のそうした事例の積み上げなのか、もしくは指針、ガイドラインという形がいいのか、ちょっとそこはどういった形が一番自治体の方々にとっても、実務にとっても一番効率、効果的なのかというところについては、さらに検討を深めたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは後半の三つの論点に移りますが、今、見たら若干時間が押しておりますので、ご発言はもちろんいただきますけれども、要点を絞って、ご発言いただければというふうに思います。

それでは、要領は同じです。チャットで、ご発言を希望の方は書き込んでいただければと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

大貫委員、どうぞ。

○大貫委員

ありがとうございます。36ページについて、二つ質問と一つ意見です。それから、44ページについて、一つ意見がございます。

36ページは、以下の①～③に該当する場合については、FIT/FIP認定申請前に加えて、事業実施の早期段階においても説明会の開催を求めることとしてはどうかということで、読みませんが、①、②、③ということが挙げられております。ここにかかって二つ質問申し上げます。

まず②についてです。環境アセスメントの対象となる場合、説明会は、準備書の前と評価書の前、評価書の段階という2段階ということになりますでしょうか。スライド34ページによりますと、山梨県は評価方法の説明と、実際の評価結果の説明のために説明会を2回求めています。

しかしながら、他方、このスライド、事務局のご説明によると、36ページの一番下の丸を読みますと、環境アセスメントの結果を踏まえた説明会を求めて、もう一回求めるということになっております。先ほどの事務局の説明では3回となるようなお話であったかと思っております。

こんなようなスライドを読んでまいりますと、ここから先は具体的な質問ですけれども、

②の環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合をこれを入れると。これは要するに説明会を必要とする要因ですが、どの段階での説明がさらに求められるのでしょうか。②のアセスメントが必要となる場合においては許認可がございませんので、②の観点から、いつの説明会が求められることになるのか、ご説明願えると幸いです。

二つ目です。36 ページの③のところでございます。③は、条例による許認可の取得は、災害特措法上はF I T/F I P 認定申請ではありませんが、結局条例による許認可の取得は、F I T/F I P 認定の要件となっているということになります。結局のところ、F I T/F I P 認定の要件となっている、これらの①と②に記された許認可との関係で、いつ説明会を行うことが求められているのでしょうか。言い換えれば、説明会を必要とする①と③の考慮点を同時に満たすF I T/F I P 認定申請前に加えて、事業実施の早期段階の説明会の開催とは、いつを念頭に置かれているのでしょうか。

結局、F I T/F I P 申請前と、事業実施の早期段階の時間的先後関係について、多少分りにくいということを申し上げていることになるのかもしれませんが。

最後の案件です。36 ページのところについて、ちょっと急いで申し上げますと、結局このページは2回の説明会が必要となる場合を、再エネ特措法で、明文で示そうという趣旨だろうと思います。

他方で、説明会が複数回必要になる場合は、ほかにも想定できます。スライド35 ページの後半部分に、そうした場合が最後の黒丸ですかね。そうした場合が少し書かれております。

例えば、説明事項が多い場合、説明会の対象住民の数が多く場合、一度の説明会では住民の理解が十分に深まってない場合、事業計画が段階的に固まっていく場合で、早期の事業変更、あるいは極端に言えば撤退ができる段階での説明会が必要になる場合。こうした場合に、再エネ特措法で明示的に複数回の説明を求めることは、こうした複数回の説明が必要となる個々の事情がいろいろでありますので、適切ではないのだろうとは思いますが、しかしながら、具体的に個々の場合に複数回説明が必要になる場合というのは、ある程度想定できるわけですので、省令やガイドラインで複数の説明会が望ましい場合として、規定しておくのが望ましい、よろしいのではないかとこのように思います。

最後に、44 ページでございます。先ほど最初の発言で申し上げたことは密接に関わるんですが、44 ページに、説明会での説明内容等につき、疑義がある場合に、エネ庁に通報を行うことができる通報フォームを整備する。これにつきましても、先ほど事務局から懇切なご説明がありましたけれども、あえて確認のために質問申し上げます。

エネ庁にはご負担なことですが、この通報フォームは望ましいだろうと思います。この点について、一つ申し上げますと、住民の側からだけの通報権ということではなくて、事業者側からの何らかの、通報という言い方が適切ではありませんが、何らかの申立権のようなものを規定することはあり得るのではないかと考えています。

といたしますのも、事業者の説明に対して住民が納得せず、説明要求を不合理に続ける場合、自治体の指導が厳しすぎる場合などもあり得るかもしれません。こうした場合に、エネ庁に

何らかの申立てができるようにして、エネ庁は一定のあっせんの調整ができるようにしておいてもよろしいのではないかという気もいたします。もちろん人的リソースの問題もありますから、エネ庁に厳格な事案の解決策の提示を求めるのは困難だろうと思いますので、ソフトな対応が望ましいと思います。

いずれにせよ、説明会の実施が、FIT/FIP認定申請要件となっていますから、説明会がされたか否かをある程度、明確化する仕組みは必要ではなからうかと思っております。

46 ページに、総務省による調査の中間整理で紹介されていますように、市町村が稼働後のトラブルに積極的に対応している事例もあるということを考えますと、市町村にこうしたあっせんの対応を委ねてもよいのかもしれませんが、そもそも市町村が問題の当事者となることがあるということを考えますと、この点はいかがかなと。やはりエネ庁のほうが望ましいのかなというふうに考えている次第です。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。それでは神山委員どうぞ。

○神山委員

神山でございます。私からはご質問1点とコメント2点、述べさせていただきたいと思っております。

まず36ページの説明会の開催回数でございますが、先ほど大貫委員からもご質問ございましたけれども、このアセスの場合なんです、アセス法の対象の場合は、もちろん環境配慮のための変更を促す仕組みでございますので、3回ということもやむなしというふうに考えております。それで、アセス法に基づく場合は3回で、アセス条例に基づく場合は、その条例の内容によっては2回または3回ということになるという理解でよろしいでしょうかというのがご質問でございます。

また2点目、コメントのほうでございますが、44ページの通報フォームという点でございますけれども、住民に監視を担っていただいて情報収集をするという観点では、大変役立つと思っておりますので、よい制度であろうというふうに考えております。運用の仕方はいろいろ議論があると思っておりますけれども、今後検討が必要な点かと思っております。

また、説明会に関するその他の論点ということですので、申し上げたいんですが、少し懸念しておりますのが、説明会における事業者から住民への利益供与といいますが、懐柔策のような措置ですね、そうしたものが取られる可能性についても考えておりました。

かつて産業廃棄物処分場等をつくる場合ということになりますと、例えば住民の方を旅行にお連れするとか、そういうようなこともあったので、というところでやっぱり懸念していたところなんです、民間事業者の説明会という点を考えますと、現地での見学会という方式ですとか、飲食を伴うような形式という場合も含めて、ある程度、自由な形式で開催するというのも想定してもよいのかなというふうに考えましたので、その点については、特に申し上げないほうがいいのかというふうには思っていた次第ではございます。

問われているのは、やはり説明会の内容なのだなというところを再認識したというところではございます。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。次、大関委員、どうぞご発言ください。

○大関委員

1点だけ。41 ページ目の下のところなんですけども、認定後に書かれているところで、原則的には賛成なんですけども、未稼働なのか、既に稼働しているのかが含む、含まないという議論がまずあるのかなと思っていますし、それによっては、ここに書いてある条件も細かい設定で整理できるのか、それとも、もう少しここまで議論したような、もともとの説明の内容とかまで考えなきゃいけないのかとか、ちょっとその辺の判断がしづらいと思っていますので、次回以降、詳細が出るのかなと思っておりますが、その点が、41 ページの下について、ちょっと判断できないということがコメントです。

あともう一つはそこに関連して、もし既認定等も入るのであれば、既設の稼働したのものに関して入るのであれば、再エネ特措法の買取り、要は調達期間が終わった後なのか、前なのかみたいなものを少し整理しなきゃいけないと思っていますので、もしそこが含まれるんだったら、そのあたりも整理いただけるといいかなと思いました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は松本委員、どうぞご発言ください。

○松本委員

ありがとうございます。私からは3点、簡潔に申し上げたいと思います。

まず40 ページの説明会の開催案内については、説明会の日時、場所を明確にした上で、説明会の開催2週間前までに実施するという点でよいと思いますが、ポスティング、戸別訪問、回覧板などのいずれかではなくて、見落としがないように、幾つか組み合わせて開催を知らせたほうが良いと思います。

続きまして41 ページ、説明会の実施に当たって、説明の責任主体を明確化する視点から、説明会には再エネ発電事業者自身の出席を求めるべきだと思います。発電事業者が外国人であったとしても、通訳や日本人スタッフを同席させて、住民との質疑応答にも答えていただきたいと思います。

それから、地域においては、太陽光パネルの大量廃棄が想定される2030年代後半を見据えて、リサイクルの重要性を認識して、自治体には積極的に取り組んでいただきたいと思います。自治体の取組事例としては、福岡県が2021年7月に全国初となる廃棄太陽光パネルスマート回収支援システムを開発していますけれども、使用済みパネルの量や保管場所、種類などの情報をインターネット上で一元管理し、業者が回収やリサイクルの手配を円滑に進めやすい体制を整えています。これはほかの自治体にも参考になる事例かと思っています。

また、使用済み太陽光パネルのリサイクル技術の開発も、一部の企業で進められておりますので、地域において使用済み太陽光パネルが放置されないように、地域においても、使用済み太陽光パネルのリサイクルの開発する事業者の育成、活用を進めていただきたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。それでは高村委員、どうぞ。

○高村委員

ありがとうございます。3点です。

1点目は、先ほど大貫委員が発言の中で御指摘になった点は、先ほど前半のところで、私が冒頭に申し上げた点で、特に環境アセス法との関係でご指摘になったと理解をいたしました。他法令との関係で、過重あるいは同種の説明会が重複して、しかし要件が違うことで過重に必要とされるようなことがないことも念頭に、説明会のタイミング、説明事項などを他法令との関係で調整をしていただく必要があるだろうというのが1点目です。これは既に前半でお答えはいただいておりますので、お答えは不要ですけれども。

二つ目がスライドの35のところです。説明会の回数で、1回の説明会に一定の人数の要件を課されるような意味合いで受け取りました。1回の説明会に多くの住民が参加すると円滑なコミュニケーションを図ることが困難である場合が想定されるということでありませぬ。もちろんあり得ると思うんですけども、しかしながら、一定の人数の、例えば条件を課して、これ以上になると複数回開催を求めるといふのは、少しの検討が必要なように思っております。むしろ重要なのは、どなたかもおっしゃいましたけれども、やっぱり初期の段階からしっかり事業者がこの仕組みを使って、地域の住民とコミュニケーションを進めていくということが、しっかり担保されるかどうかということがより重要で、あまりに形式的な形で、説明会の要件というのを定めないほうがいいのではないかとはいふには思っております。これは議論の余地があるかもしれません。

最後は、前半に申し上げた点で、スライドの49に関わって、事前周知の方法についてでございますけれども、やはり一定の場合に、土地の権原者に対しての何らかの周知が必要な場合があり得るといふときに、どういう事前通知が可能かといふのは、さらにご検討いただければと思えます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。では事務局からのコメントをお願いいたします。

○事務局

事務局でございます。

まず大貫委員から、特に環境アセスの関係を含めて、複数回の説明会を開催するに当たっての考え方についてのご質問いただいております。また高村委員からの先ほどのご質

間ともリンケージがあるわけでございますけれども、資料 36 ページ目だったでしょうか、記載をさせていただきましたとおり、まず、許認可の場合であれば取得前ということですが、口頭で申し上げてしまいましたが、環境アセスの場合でありますと、まず配慮書の申請の前の段階ということ、また一般的にはF I Tの申請というのは方法書の申請段階以降になってきますので、2回目のF I T/F I Pの申請の前の説明会というところで行くと、方法書の申請の前の段階かなというのが2回目になると思っています。また一連の評価書まで終えまして、いわゆる、例えば陸上風車であれば、風車の配置もアセス法に基づいて確定するというのが評価書段階ですので、評価書を取りまとめた段階のところ、3回目という形でタイムラインを考えていたところではございます。

ただ、今回の資料の関係上、タイムラインまで含め十分にお示しできず、分かりにくさもあったと思いますので、関連するご質問も含めまして、少し具体的な手順のフローですとか、委員の方々の認識、もしくはご質問に答えられるような形で、次回の資料については準備をしてみたいと考えてございます。

また、こうした中で、複数の説明会を考えていくときに、省令ガイドラインの中で、複数実施したほうが望ましい、もしくは我々、認定要件化をしていきますので、望ましいというだけにとどまらず、それが開催されない場合には、認定申請要件化としては要件を満たさないという形になりますので、我々としてはしっかりと、どういう場合には複数回の開催が必然であるということについて、具体的に、さらに本日の様々なご指摘をいただいてございますので、そこでの論点を整理した上で、また次回お示しできるようにしてみたいと考えてございます。

また 44 ページの関係で、通報フォームの関係で、住民の方々からのエネ庁に対するフォームということ、通知ということ以外に、事業者の方々からの申立てなども必要じゃないかということですが、当然我々、申請事業者、もしくは認定事業者になりますので、そういう意味で言うと事業者との関係では様々な端緒、またそういう申請プロセス、また認定法であれば認定事業者としての再エネ特措法に基づく関係性、報告調書なども含めた対応がございますので、そういう中で、我々、日頃から事業者の方々とのコミュニケーションをやっていくわけでございます。それで足りないということであれば、様々なプロセスを考えていく必要があるのかなと思っているところではございますが、まず、今の再エネ特措法の中で、今回認定要件化に伴いまして、やはり住民の方々からのアプローチというところについて、さらに今回は具体的に説明をさせていただきましたけれども、エネ庁に対するこうした住民からの通報などを踏まえた後の対応、ファンクションというところについては、ちょっとどういう形が一番現実的、かつ様々なプレイヤーにとって意味のある実効的なものなのかということについては、本日、複数回ご指摘いただいたものですから、少し我々としても、さらに何が一番現実的な対応としていいのかということについては、検討を重ねていきたいと思っております。

神山委員からは複数のご指摘をいただきましたけれども、条例アセスを2回、3回、そこ

は次回、全部整理してお示しをしていきたいと思えます。通報フォームについても実務としては丁寧にしかりとやっていくようにということでございます。先ほどの大貫委員のご質問を含めた形で、また次回整理してお示しをしたいと思えます。

住民の方々に事業者の方々から説明会、例えば、実際に現地に行ってもらうとかといったような、よりコミュニケーションが深まるような形が、一つ選択肢があるのではないかとということで、その中で飲みニケーションではありませんが、利益供与みたいな形はどうするんだということのご指摘もありましたが、ちょっとそれについて、一定の規律ルールということについての必要性があれば、我々としてもそこは含めて考えていければなと思っております。

当然、自治会の区長さんとかは準公務員という形になってまいりますので、そういう方々への働きかけなどについて、金銭などを伴う場合には、そういう関連する法規の違反になってくるところではございますが、一般の住民の方々を含めた対応というところについて、住民の方々の対する、より丁寧に、かつ現場も含めて知っていただきたいという事業者の方々の様々な工夫というところも、これは大関委員から前半でご指摘いただきましたけれども、そういったところをそぐ形ではなく、他方でしっかりとした規律の中で、透明性の中でやっていくということもあわせて重要ですので、この辺のバランスをどういう形で、今回のルールをつくっていく中で示していくのか、もう一段、事務局といたしましても、さらに検討を深めていきたいなと思っております。

大関委員からありました未稼働の観点につきましては、当然、未稼働の場合は計画変更を伴う場合には価格が変更するなどを含めて、様々な規律が既にあるわけではございますが、具体的なケースなどを含めまして、我々のところで少し分析をした上で、また次回お示しをできればなと思っております。

また、既認定を含めたところの対応ということも含めて、制度として、当然、FIT法の中にある範囲においては、基本的にはこういう規律を対応していきたいと思っておりますけれども、詳細についてはまた整理をして、お示しをしていきたいと思っております。

松本委員からは、廃棄、リサイクルについての対応ということで、地域における様々な対応もございまして、我々としても、この長期電源WGと合わせて、先ほど申しました環境省さんとの検討会との議論の連携ということをしかりとやる中で、まさにライフサイクルをしかりと全体を見渡す中で、地域と共生できる電源ということが、この検討の一つの大きな目的でございますので、そこに貢献できるような制度ということで、しかりと具体的な制度の連携をしていきたいと思っております。

高村委員からは三ついただきました。最初の二つはお答えしたと理解していますが、最後はやはり土地の権原など、隣接する住民の方々以外の方々へのアプローチのところに対して、事前周知のところの対応などについてしかり、お住まいの住民の方々との程度というところについて、具体的なアプローチの手法、どういう形であれば、それを満たすのかということについては、引き続き我々としてもまだ検討しているところでございますので、また

次回以降におきますご議論に向けて準備をしまいたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございました。

まだあるかと思えますけど、そろそろ時間でございますので、この辺にしたいと思います。

皆様のご意見を伺って、事務局案の骨格とか方向性について、皆様ご同意をいただいているのかなというふうに伺いました。ただ、いろいろ詰める点とか、まだまだあって、非常に有益なご意見をいただいたと思っておりますので、これを次回に向けて事務局で詰めていただいて、また次回ご提案いただくということかなと思っております。また、今回は残された論点もございますので、それについてもご提案いただくことにしたいと思います。

それでは本日の議事は以上というふうにさせていただきます。

次回以降の開催について、事務局からお願いいたします。

○事務局

本日もお盆前の貴重な日取りをいただきまして、ありがとうございました。

次回の委員会でございますが、8月の下旬で今、日程調整をさせていただいてございますけれども、8月中に次回会合を開催すべく調整をさせていただきたいと思っております。また決まり次第、経産省ホームページでお知らせいたします。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の会合を閉会とさせていただきます。ご多忙中のところ、長時間にわたって熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。